

特定非営利活動法人 玉島茶室群保存活用の会 定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人玉島茶室群保存活用の会という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を岡山県倉敷市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、広く一般市民に対して、茶室をはじめとする玉島の文化遺産に関する価値理解のための調査研究、茶室の保存活用及びそれを支える茶の湯文化の継承に向けた事業を行い、その知見を広く発信することによって、わが国における文化遺産の保全に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動
- (3) 観光の振興を図る活動
- (4) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (5) 経済活動の活性化を図る活動
- (6) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 茶室等の文化資産や歴史文化に関する研究及び価値付け事業
- (2) 茶室等の文化資産が良好な状態で持続するための保存活用事業
- (3) 情報発信と良質なツーリズムの育成支援事業

第3章 会 員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業に賛助するため入会した個人及び団体
- (3) ボランティア会員 この法人の目的に賛同し、ボランティアとして各種活動に協力する個人

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとする者は、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第8条 会員は、理事会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。

- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 5人以上10以内
 - (2) 監事 1人以上
- 2 理事のうち、1人を理事長とし、2人以内の副理事長を置くことができる。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

- (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。
- 3 第1項の規定にかかわらず、任期満了前に、就任後2事業年度が終了した後の総会において後任の役員が選任された場合には、当該総会が終結するまでを任期とする。
- 4 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 5 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関して必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(顧問)

第20条 この法人に、顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、理事会の推薦により理事長が委嘱する。
- 3 顧問に関する必要な事項は、理事会の議決を経て理事長が定める。
- 4 顧問は、理事会における議決権を有しない。

(職員)

第21条 この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。

2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総 会

(種別)

第22条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第23条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第24条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 事務局の組織及び運営
- (8) その他運営に関する重要事項

(開催)

第25条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第26条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日か

ら14日以内に臨時総会を招集しなければならない。

- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも総会の日5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第27条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第28条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第29条 総会における議決事項は、第26条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第30条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。また、会場に来ることができない正会員は、インターネット等を利用したオンライン会議システムによって総会に参加し、表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第28条、前条第2項、次条第1項第2号及び第52条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。
- 5 オンラインでの出席者がある場合は、以下の条件を満たす環境の整備を行う。
- (1) 出席者の発言の即時性及び双方向性が確保されていること。
 - (2) 総会に参加した者が正会員本人であることを確認できること。
 - (3) 出席者の確認が出席者に共有して確認できること。
 - (4) 表決権の行使が平等かつ正当に行使できるような方法を、あらかじめ明示すること。

と。

(議事録)

第31条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数(書面又は電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合と、オンライン会議による出席者がある場合にあっては、その数を付記すること。)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名押印しなければならない。
- 3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 総会があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理 事 会

(構成)

第32条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第33条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 会費の額
- (2) 借入金(その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第51条において同じ。)その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (3) 総会に付議すべき事項
- (4) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(5) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第34条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第35条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から10日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも理事会の日の2日前までに通知しなければならない。

(議長)

第36条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第37条 理事会における議決事項は、第35条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第38条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。また、会場に来ることができない理事は、インターネット等を利用したオンライン会議システムによって理事会に参加し、表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条第2項及び次条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

- 5 オンラインでの出席者がある場合は、以下の条件を満たす環境の整備を行う。
- (1) 出席者の発言の即時性及び双方向性が確保されていること。
 - (2) 理事会に参加した者が理事本人であることを確認できること。
 - (3) 出席者の確認が出席者に共有して確認できること。
 - (4) 表決権の行使が平等かつ正当に行使できるような方法を、あらかじめ明示すること。

(議事録)

第39条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面又は電磁的方法による表決者がある場合と、オンライン会議による出席者がある場合にあっては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第40条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の時の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第41条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

(資産の管理)

第42条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第43条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第44条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計とする。

(事業計画及び予算)

第45条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第46条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第47条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第48条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第49条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第50条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第51条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第52条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る。）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（定数に係るものを除く。）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る。）
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第53条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第54条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したとき

に残余する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、解散総会の議決により選定された者に譲渡するものとする。

(合併)

第55条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第56条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

第10章 雑 則

(細則)

第57条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	安原早苗
副理事長	三宅泰典
理事	安藤瑞子
同	宇野雅典
同	佐藤義弘
同	橋田竜兵
同	藤澤徳郎
同	藤澤眞理子
監事	文箭千代子
同	川相芳江

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から令和10年3月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第45条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第50条の規定にかかわらず、成立の日から令和9年3月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
 - (1) 正会員 年会費 個人5,000円、団体5,000円
 - (2) 賛助会員 年会費 個人5,000円、団体10,000円（一口）
 - (3) ボランティア会員 年会費 0円

(縦覧用)

役 員 名 簿

特定非営利活動法人玉島茶室群保存活用の会

No.	役職名	フリガナ 氏 名	住 所 又 は 居 所	報酬の有無
1	理事長	ヤスハラサナエ 安原早苗	非公表	無
2	副理事長	ミヤケヤスノリ 三宅泰典		無
3	理 事	アンドウカズコ 安藤瑞子		無
4	同	ウノマサノリ 宇野雅典		無
5	同	サトウヨシヒロ 佐藤義弘		無
6	同	ハシダリョウヘイ 橋田竜兵		無
7	同	フジサワノリオ 藤澤徳郎		無
8	同	フジサワ マ リ コ 藤澤眞理子		無
1	監 事	ブンヤチヨコ 文箭千代子		無
2	同	カワイヨシエ 川相芳江		無

設 立 趣 旨 書

1 趣 旨

玉島は、岡山県倉敷市西部に位置する、瀬戸内海に面した港町を起源とする地域です。江戸期以降、港町の繁栄とともに、港周辺には商人や旦那衆の社交・商談の場として多くの茶室が設けられました。その数は最盛期には約400に及んだとも言われ、現在でも約70の茶室が残るとされています。そうした茶室群が地域社会と結びつきながら継承されてきた玉島は、全国的にみてもたいへん貴重な地域です。

一方で、玉島は多くの地方都市と同様、住民の高齢化や人口流出、空き家の増加といった課題を抱えています。こうした状況のなかで、茶室が本来の用途を失い、住宅の建替えにともなって取り壊されるなど、その数は減少の一途をたどっています。今後さらに継承が困難になることが懸念されます。

近年、わが国では和食や和室をはじめとする生活文化の価値を見直し、次世代に継承していくための取り組みが進められています。そうした生活文化と関わり、和室の成立とも関係が深い茶室もまた、日本人の美意識や自然観などが色濃く反映された空間です。しかし、文化財に指定・登録されるような顕著な特徴を有する茶室を除けば、地域に残る身近な茶室の保存活用を検討する機会は必ずしも十分ではありませんでした。

私たちは、玉島に残る茶室群を、個々の建物としてだけでなく、港町の歴史、商人文化、茶の湯の営みと一体となって形成されてきた地域の文化遺産として捉え継承していくことが重要であると考えます。さらに、地域内外に情報発信し、課題の共有と活動への協力・参加を募ることも必要です。

このような公益的な活動を継続的かつ安定的に進めるためには、法人格を取得し、責任ある運営体制を整えることが求められます。そこで、私たちは特定非営利活動法人玉島茶室群保存活用の会を設立し、自治体や地域住民との連携のもと、玉島の茶室群の調査研究、公開活用、修理修繕の支援、教育普及、情報発信等の事業に取り組むことを決意しました。

茶室の継承が困難になっている状況は、玉島に限られたものではなく、文化遺産保全をめぐるわが国全体の課題でもあります。私たちは、玉島での活動を通じて得られた知見を広く発信することによって、地域に根ざした茶室や茶の湯文化の保存活用、さらには身近な文化遺産を次世代へ継承する取り組みの一助となることを願うものです。

2 申請に至るまでの経過

- ・平成25年8月 任意団体「玉島茶室群研究会」設立
- ・平成26年4月 玉島茶室群研究会が故池田俊彦氏と共同で茶室調査を開始
- ・令和6年4月 岡山大学橋田研究室が茶室調査を開始
- ・令和7年4月 玉島茶室群研究会が中心となり玉島で茶室ツアーを開始
(現在までに8回開催)
- ・令和8年1月 NPO法人設立に向けた住民説明会を開催
- ・令和8年7月 NPO法人化に向け設立総会を開催

令和8年7月9日

特定非営利活動法人 玉島茶室群保存活用の会

設立(代表)者 住所又は居所 倉敷市玉島中央町一丁目6番21号

氏名 安原早苗

設立当初の事業年度の事業計画書

法人成立の日から2027年3月31日まで

特定非営利活動法人 玉島茶室群保存活用の会

1 事業実施の方針

設立当初の事業年度は、既に実施経験のある茶室群ツアーを中心に据え、その事業を支えるための下記事業を確実に実施することを目標とする。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	事業内容	実施予定 日 時	実施予定 場 所	従事者の 予定人数	受益対象者の 範囲及び 予定人数	支 出 見 込 額 (千円)
茶室等の文化 資産や歴史文 化に関する研 究及び価値付 け事業	茶室の調査研究	通年	玉島地区	5人	一般市民 多数	0
茶室等の文化 資産が良好な 状態で持続す るための保存 活用事業	露地の清掃ワー クショップ	通年、年3 回程度	玉島地区	10人	一般市民 10-20人/回	0
	茶室建具の修繕 ワークショップ	通年、年3 回程度	玉島地区	10人	一般市民 10-20人/回	0
情報発信と良 質なツーリズ ムの育成支援 事業	茶室群ツアー	10・11月に 各2回ずつ 実施。	玉島地区	10人/回	一般市民 延べ約40 人	480
	茶室等に関する 講演会	11月	玉島地区	5人	一般市民 多数	0

調査研究の成果 報告会	2月	玉島地区	5人	一般市民 多数	0
SNS等を通じた 広報活動	通年	玉島地区	5人	一般市民 多数	0

(2) その他の事業

定款の事業名	事業内容	実施予定 日 時	実施予定 場 所	従事者の 予定人数	支 出 見 込 額 (千円)

令和9年度事業計画書

2027年4月1日から2028年3月31日まで

特定非営利活動法人 玉島茶室群保存活用の会

1 事業実施の方針

設立2年目である本年度は、前年度に実施した事業の成果をフィードバックし、より良い機会の提供を目指す。また、各事業の本格的な活動を始め、地域に加えて社会に対して価値を提供していくことを目指す。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	事業内容	実施予定 日 時	実施予定 場 所	従事者の 予定人数	受益対象者の 範囲及び 予定人数	支 出 見 込 額 (千円)
茶室等の文化 資産や歴史文 化に関する研 究及び価値付 け事業	茶室の調査研究	通年	玉島地区	5人	一般市民 多数	0
茶室等の文化 資産が良好な 状態で持続す るための保存 活用事業	露地の清掃ワー クショップ	通年、年5 回程度	玉島地区	10人	一般市民 10-20人/回	1
	茶室建具の修繕 ワークショップ	通年、年5 回程度	玉島地区	10人	一般市民 10-20人/回	20
情報発信と良 質なツーリス ムの育成支援 事業	茶室群ツアー	4・5・10・ 11月に各2 回ずつ実 施。	玉島地区	10人/回	一般市民 延べ約100 人	1,000

茶室等に関する講演会	11月	玉島地区	5人	一般市民 多数	20
調査研究の成果報告会	2月	玉島地区	5人	一般市民 多数	5
SNS等を通じた広報活動	通年	玉島地区	5人	一般市民 多数	0

(2) その他の事業

定款の事業名	事業内容	実施予定 日 時	実施予定 場 所	従事者の 予定人数	支 出 見 込 額 (千円)

設立当初の事業年度 活動予算書

法人設立の日から2027年3月31日まで

特定非営利活動法人 玉島茶室群保存活用の会

(単位：円)

科目	金額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	100,000		
賛助会員受取会費	50,000	150,000	
2. 受取寄附金			
受取寄附金	0		
施設等受入評価益	0	0	
3. 受取助成金等			
受取民間助成金	0	0	
4. 事業収益			
①茶室等の文化資産や歴史文化に関する研究及び価値付け事業収益	0	0	
②茶室等の文化資産が良好な状態で持続するための保存活用事業収益	0	0	
③情報発信と良質なツーリズムの育成支援事業収益	400,000	400,000	
5. その他収益			
受取利息	0		
雑収益	0	0	
経常収益計			550,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
役員報酬	0		
給料手当	0		
法定福利費	0		
退職給付費用	0		
福利厚生費	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
会議費	0		
旅費交通費	79,100		
消耗品費	0		
施設等評価費用	0		
減価償却費	0		
支払利息	0		
協謝礼金	400,000		
租税公課	900		
その他経費計	480,000		
事業費計		480,000	
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	0		
給料手当	0		
法定福利費	0		
退職給付費用	0		
福利厚生費	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
会議費	0		
旅費交通費	0		
減価償却費	0		
消耗品費	10,000		
印刷製本費	10,000		
支払利息	0		
租税公課	0		
その他経費計	20,000		
管理費計		20,000	
経常費用計			500,000

当期經常増減額			50,000
Ⅲ 經常外収益			
1. 固定資産売却益		0	
經常外収益計			0
Ⅳ 經常外費用			
1. 過年度損益修正損		0	
經常外費用計			0
当期正味財産増減額			50,000
設立時正味財産額			0
次期繰越正味財産額			50,000

令和9年度 活動予算書
2027年4月1日から2028年3月31日まで

特定非営利活動法人 玉島茶室群保存活用の会
(単位: 円)

科目	金額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	150,000		
賛助会員受取会費	50,000	200,000	
2. 受取寄附金			
受取寄附金	0		
施設等受入評価益	0	0	
3. 受取助成金等			
受取民間助成金	0	0	
4. 事業収益			
①茶室等の文化資産や歴史文化に関する研究及び価値付け事業収益	0	0	
②茶室等の文化資産が良好な状態で持続するための保存活用事業収益	0	0	
③情報発信と良質なツーリズムの育成支援事業収益	960,000	960,000	
5. その他収益			
受取利息	0		
雑収益	0	0	
経常収益計			1,160,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
役員報酬	0		
給料手当	0		
法定福利費	0		
退職給付費用	0		
福利厚生費	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
会議費	6,000		
旅費交通費	168,200		
消耗品費	20,000		
施設等評価費用	0		
減価償却費	0		
支払利息	0		
協賛礼金	850,000		
租税公課	1,800		
その他経費計	1,046,000		
事業費計		1,046,000	
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	0		
給料手当	0		
法定福利費	0		
退職給付費用	0		
福利厚生費	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
会議費	0		
旅費交通費	0		
減価償却費	0		
消耗品費	10,000		
印刷製本費	20,000		
支払利息	0		
租税公課	0		
その他経費計	30,000		
管理費計		30,000	
経常費用計			1,076,000
当期経常増減額			84,000
III 経常外収益			
1. 固定資産売却益		0	
経常外収益計			0
IV 経常外費用			
1. 過年度損益修正損		0	
経常外費用計			0
当期正味財産増減額			84,000
前期繰越正味財産額			50,000
次期繰越正味財産額			134,000